

勅令第百七十五號

治安維持法ハ之ヲ朝鮮・臺灣及樺太

ニ施行ス

附則

本令ハ大正十四年五月十二日ヨリ之

ヲ施行ス

理由

治安維持法制定ノ趣旨ニ鑑ミ本法ヲ

朝鮮・臺灣及樺太ニ施行スルノ必要

ヲ認ムルニ由ル